

第72号議案

滋賀県教育委員会事務局非常警備規程の一部改正について

滋賀県教育委員会事務局非常警備規程（昭和34年滋賀県教育委員会訓令第3号）の一部を次のように改正する。

令和2年3月24日

滋賀県教育委員会

滋賀県教育委員会事務局非常警備規程の一部改正

第4条第1項の表警備第7班の項を削る。

付 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

滋賀県教育委員会事務局非常警備規程新旧対照表

| 旧 | | | | 新 | | | |
|---|----------|---------|-------|---|----------|---------|-------|
| 第1条から第3条 省略 | | | | 第1条から第3条 省略 | | | |
| 第4条 警備に関する業務を担当させるため、次の表の第1欄に掲げる班を置き、班長、副班長および班員は、それぞれ同表の第2欄、第3欄および第4欄に掲げる者をもつて充てる。ただし、本部長は特別の必要が生じたときは、業務の担任を変更することができる。 | | | | 第4条 警備に関する業務を担当させるため、次の表の第1欄に掲げる班を置き、班長、副班長および班員は、それぞれ同表の第2欄、第3欄および第4欄に掲げる者をもつて充てる。ただし、本部長は特別の必要が生じたときは、業務の担任を変更することができる。 | | | |
| 総務班 | 教育総務課長 | 課長事務代決者 | 課員 | 総務班 | 教育総務課長 | 課長事務代決者 | 課員 |
| 警備第1班 | 教職員課長 | 上記に同じ | 上記に同じ | 警備第1班 | 教職員課長 | 上記に同じ | 上記に同じ |
| 警備第2班 | 高校教育課長 | 上記に同じ | 上記に同じ | 警備第2班 | 高校教育課長 | 上記に同じ | 上記に同じ |
| 警備第3班 | 幼小中教育課長 | 上記に同じ | 上記に同じ | 警備第3班 | 幼小中教育課長 | 上記に同じ | 上記に同じ |
| 警備第4班 | 特別支援教育課長 | 上記に同じ | 上記に同じ | 警備第4班 | 特別支援教育課長 | 上記に同じ | 上記に同じ |
| 警備第5班 | 人権教育課長 | 上記に同じ | 上記に同じ | 警備第5班 | 人権教育課長 | 上記に同じ | 上記に同じ |
| 警備第6班 | 生涯学習課長 | 上記に同じ | 上記に同じ | 警備第6班 | 生涯学習課長 | 上記に同じ | 上記に同じ |
| 警備第7班 | 文化財保護課長 | 上記に同じ | 上記に同じ | | | | |
| 救護班 | 保健体育課長 | 上記に同じ | 上記に同じ | 救護班 | 保健体育課長 | 上記に同じ | 上記に同じ |
| 2 班長は、所属班員を指揮統制する。 | | | | 2 班長は、所属班員を指揮統制する。 | | | |
| 3 副班長は、班長を補佐し、班長に事故があるときはその職務を代理する。 | | | | 3 副班長は、班長を補佐し、班長に事故があるときはその職務を代理する。 | | | |
| 4 警備班の分担については、そのつど定める。 | | | | 4 警備班の分担については、そのつど定める。 | | | |
| 第5条以下 省略 | | | | 第5条以下 省略 | | | |